

「松本市空き家バンク事業者登録制度」開始のお知らせ

公益社団法人長野県宅地建物取引業協会中信支部ならびに公益社団法人全日本不動産協会長野県本部は、2021年9月1日に松本市（主として建設部住宅課）と「松本市空き家バンク制度に基づく空き家の媒介に関する協定」を締結し、事業者団体として空き家バンク制度の運営に協力する運びとなりました。

「松本市空き家バンク」は、空き家を地域の資源として有効活用し、松本市の空き家問題解消や移住・定住による地域活性化を図ることを目的とした制度です。

これに付随して新たに始まる「松本市空き家バンク事業者登録制度」は、松本市に相談が寄せられた空き家に関する実務を登録事業者（宅建業者）へ引き継ぐことで、空き家バンクをより実効的かつ安心できる制度として継続的に運用することを目指すものです。

つきましては **2021年9月21日（火）に説明会を開催し、松本市空き家バンク制度に協力する事業者の募集をおこないます**。また制度の実運用開始は、説明会後の事業者登録を経て2021年10月1日（金）以降を予定しています。

本紙を含め同送した書類をご確認頂き主旨をご理解頂いた上で、協力を検討する会員は説明会にお申込みください。

なお両協会は、協議により「松本市空き家バンク事業者登録制度」の事務局業務を株式会社JOHO（松本市大手）に委託します。本件に関するご質問等は下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

松本市空き家バンク事業者登録制度 事務局 担当：松本／三柳

株式会社 **JOHO**

〒390-0874 長野県松本市大手 4-7-13 リビングビル 1F

☎ 0263-35-9800 ☎ 0263-32-4563 ✉ akiya@joho-sya.co.jp

「松本市空き家バンク事業者登録制度」の概要

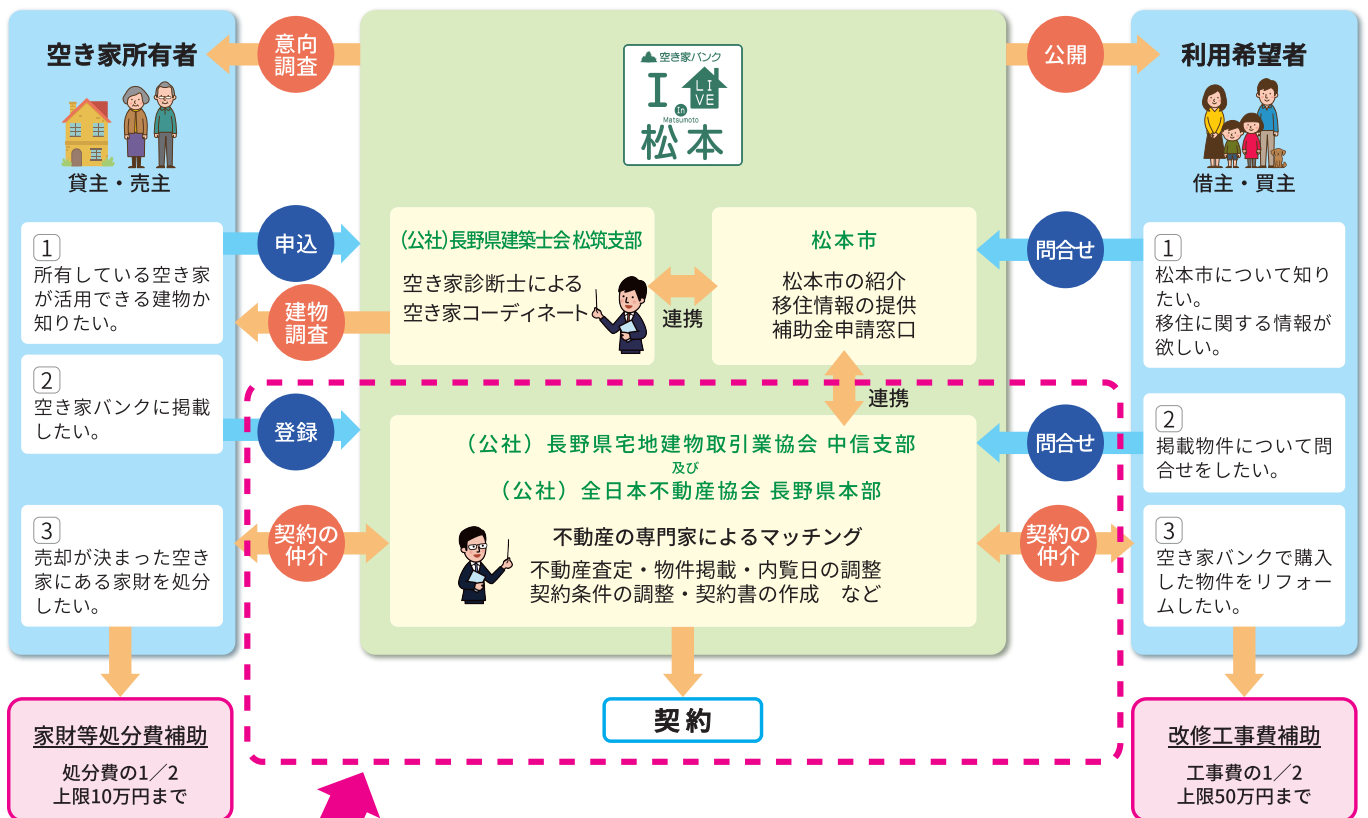
「松本市空き家バンク事業者登録制度」では、松本市に相談が寄せられた空き家に関する実務を登録事業者（宅建業者）1社へ引き継ぎます。

空き家の担当となった登録事業者は空き家所有者と連絡を取り、空き家の利活用に関する相談に対して不動産の専門家として適切なアドバイスを提供します。売却や賃貸での活用が決まった場合は、媒介契約から成約に至るまで一連の宅建業務をおこなってください。

制度を正確に理解し、誠意と責任を持って業務に当たることが求められるため、本制度は事業者登録制によって運用します。松本市と各事業者との間の連絡は事務局がおこないます。



登録及び利用の流れ



松本市空き家バンク全体のうち、ここが登録事業者（宅建業者）の役割です。

本制度の対象となる会員

以下の資格をすべて満たす会員が本制度登録の対象となります。

●**本制度にて取り扱う多くの空き家は資産価値が低廉であることを十分に理解し、市場流通性が低い空き家の取り扱いも公正に行えること。**

- 松本市内に本支店の事務所を置いている会員であること。
- 宅地建物取引士賠償責任保険に加入していること。
- インターネットおよび電子メールを利用できること。
- 適正な価格査定を行えること。
- 売買物件、賃貸物件のいずれも取扱いができること。

事業者登録の義務と利点

事業者登録をおこなった場合、主に以下のような義務と利点があります。

< 義務 >

- 松本市から依頼される空き家の取り扱い、及び空き家所有者の相談に必ず応じること。**
- 売買・賃貸の別、市場流通性の高低を問わず、依頼される空き家を公正に取り扱うこと。**
- 定められた年会費を支払うこと**（運営費として税込 26,400 円／年を予定しています）。
- 「松本市空き家バンク web サイト」への物件登録や物件成約時の報告など、定められた手続きを遂行すること。

< 利点 >

- 松本市から依頼された空き家が成約に至った場合、媒介報酬を得られること。
- 松本市から依頼される空き家とは別に、自社が媒介契約を結んでいる松本市内の物件を「松本市空き家バンク web サイト」へ公開できること（売主が事業者でない等の条件があります）。
- 「松本市空き家バンク web サイト」に公開した物件は、所有者または購入者への補助金交付対象となること（補助金枠の上限や条件により交付できない場合があります）。
- 「松本市空き家バンク web サイト」に登録事業者として社名が掲載されること。

※本ページに記載した登録資格や義務について、詳しくは別途「松本市空き家バンク事業者登録規程」にて定めます。規程全文は説明会等で配布致します。

「松本市空き家バンク」事業者説明会のお知らせ

登録事業者の募集にあたり、下記日程にて説明会を開催致します。制度の主旨を理解した上で事業者登録をご判断頂くため、登録を検討する会員様はご参加をお願い致します。

説明会概要

1回目 **2021年9月21日（火）13:30開始** <13:15開場／定員50名>

2回目 **2021年9月21日（火）15:30開始** <15:15開場／定員50名>

- 説明会の参加費：**無料**
- 説明会の申込み：**必要（別紙申込書をFAX送信してください）**
- 申込み期限：**2021年9月14日（火）まで**
- 会 場：**松本商工会館 6階 601会議室**
所在地：〒390-8503 松本市中央1-23-1
駐車場：近隣の有料駐車場をご利用ください（Mウイング駐車場／アイパーク伊勢町等）

***1回目と2回目は同じ内容です。**いずれかに参加申込みをしてください。感染対策のため、本来の会場定員よりも参加定員を少なく設定しています（各回50名）。

*申込み時点で定員に達している場合は事務局よりご連絡致します。その場合は参加時間をご変更頂くか、資料送付のみでの対応となる場合がございますのでご了承ください。

*日程が合わず説明会に参加できないが、事業者登録に関心がある方へ

連絡先を把握するため、説明会参加と同様に申込書をFAXにてお送りください。その際「説明会に参加できないが、事業者登録に関心がある」にチェックをつけてください。資料送付等にて対応致します。（日程が合う場合はなるべく説明会へご参加ください）

*感染症対策と予定変更について

- ・原則として各社1名でご参加ください。
- ・必ずマスクを着用し、発熱等の症状がない状態でご参加ください。
- ・長野県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令された場合などは、直前であっても説明会の現地開催を中止し、同日程でのオンライン説明会に変更する可能性があります。

「松本市空き家バンク」事業者説明会 申込書

説明会に参加希望の方は 2021年9月14日(火)まで に FAX にてお申込みください。



FAX : 0263-32-4563

▶事務局(株)JOHO 宛

参加希望回 いずれかに をつけてください。説明会の内容は同じです。

1回目 2021年9月21日(火) 13:30 開始 <13:15 開場/先着 50名>

2回目 2021年9月21日(火) 15:30 開始 <15:15 開場/先着 50名>

説明会に参加できないが、事業者登録に関心がある

商号または名称			
所属協会	<input type="checkbox"/> 公益社団法人長野県宅地建物取引業協会中信支部 <input type="checkbox"/> 公益社団法人全日本不動産協会長野県本部		
主担当者名		参加人数 原則各社1名	名
メールアドレス			
事務所所在地	長野県松本市		
電話番号			
FAX 番号			

全ての項目にご記入ください。予定変更などのご連絡を差し上げる場合があります。